

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための措置

### 2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

### 3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成24年2月

(2) 分析対象期間

平成20年8月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

### 4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

平成18年以降道仁会と九州誠道会の対立抗争が継続しており、平成19年には、佐賀県の武雄市において、道仁会の組員が九州誠道会の関係者を殺害する目的でその者が入院していた病院に立ち入り、入院中の一般市民を九州誠道会の関係者と誤って拳銃で射殺する事件も発生している。このように暴力団相互の対立抗争に起因して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法により暴力行為が行われるといった緊急事態において、周辺住民の生命又は身体に危害が加えられることを防止するとともに、暴力団相互の対立抗争を早期に封じ込め、その拡大を阻止する必要性が高まっている。

また、道仁会と九州誠道会の対立抗争においては、事務所のほか、組員の自宅、路上、住宅等様々な場所で拳銃等の凶器を用いた暴力行為が敢行され、市民生活への脅威となっている状況にあり、暴力団事務所の付近の住民の生活の平穏のみならず、対立抗争の影響が及ぶ各地域の市民の生活の平穏を確保するための措置を講ずる必要性が高まっている。

加えて、近年、暴力団事務所の管理者に対して発出される対立抗争時における事務所使用制限命令について、指定暴力団員による規制逃れの動きが生じており、具体的には、事務所の管理者の配下にある指定暴力団員が事務所に立ち入る一方で、命令の名宛人である事務所の管理者が、配下の指定暴力団員に対して事務所を使用しないよう命令に従って必要な指示等を行っていると言主張するケースが発生している。

現行の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）における対立抗争時の規制としては、暴力団事務所の使用制限命令があるが、事務所使用制限命令によっては、事務所以外の場所において行われる危険な暴力行為を抑止することは困難であり、また、事務所使用制限命令に

においては事務所を暴力団の活動以外の用に供することは禁止されないことから、当該事務所に暴力団員が存在すること自体によって当該事務所が襲撃の対象となるおそれがあり、対立抗争に係る暴力行為の抑止としては不十分である。さらに、現行の事務所使用制限命令の名宛人は管理者に限られていることから、上記のような規制逃れに対応することができていない。

こうした状況に対処するため、対立抗争による市民生活に対する危険を防止するための規制を強化する必要がある。

## (2) 規制の内容

ア 指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定するものとする。

イ 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員が警戒区域において以下の行為をすることを禁止する（違反行為に罰則）。

(ア) 暴力団事務所を新たに設置すること。

(イ) 対立の相手方の指定暴力団等の指定暴力団員につきまとい、又はその居宅等の付近をうろつくこと。

(ウ) 多数で集合することその他対立抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為をすること。

ウ 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が、警戒区域に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に、一定の場合を除き、立ち入り、又はとどまってはならないこととする（違反行為に罰則）。

エ 現行の事務所使用制限命令について、事務所の管理者のみならず、事務所の使用者に対しても発出することができることとする。

## 5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の暴対法第15条

## 6 想定される代替案

対立抗争が発生したときにおける以下の行為に対して、指導・警告等により対処する。

当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員が、事務所を新たに設置すること、対立の相手方の指定暴力団等の指定暴力団員につきまとうこと等対立抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがある行為をすること。

当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が、暴力団事務所に、一定の場合を除き、立ち入り、又はとどまること。

暴力団事務所の管理者に対して現行の事務所使用制限命令が発出された場合において、その配下指定暴力団員が当該事務所を当該指定暴力団等の活動の用に供すること。

## 7 規制の費用

### (1) 遵守費用

改正案については、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力団等の事務所に、一定の場合を除き、立ち入ることができなくなり、また、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、対立の相手方の指定暴力団員へのつきまとい等の行為ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。また、事務所使用制限命令が発出された暴力団事務所を使用していた指定暴力団員は、当該事務所を当該指定暴力団等の活動の用等に供することができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

### (2) 行政費用

改正案については、公安委員会に特定抗争指定暴力団等の指定事務に係る費用が発生する。代替案については、指導・警告は通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

### (3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

## 8 規制の便益

改正案については、特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者による当該特定抗争指定暴力団等の事務所への立入り等及び特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員による対立抗争の相手方に対するつきまとい等を禁止することにより、対立抗争に係る暴力行為を抑止することができるものと考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、対立抗争に係る暴力行為及びそれによる危害の発生が十分に抑止されるとはいえない。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用の点では、特定抗争指定暴力団等の指定事務に係る行政費用が新たに発生することが想定されるが、便益の点では、対立抗争による市民に対する危害を防止することができ、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点は、代替案では極めて小さいのに対し、改正案では特定抗争指定暴力団等の指定事務に係る一定の費用が生ずることとなる。しかし、便益の点は、代替案では対立抗争に係る暴力行為及びそれによる危害の発生が十分に抑止されるとはいえないのに対し、改正案ではこれらを抑止することが期待されること、改正案と代替案のこのような便益の差は、上記の費用の差を上回るものと考えられる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」(座長：川端博明治大学法科大学院教授)において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。

## 11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況及び対立抗争の発生状況等を勘案し、本規制によってもなお対立抗争による市民生活に対する危険の防止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。